○防衛省告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月二十一日（予備、同月二十二日及び同月二十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年四月八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月二十四日（予備、同月二十五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月八日

関東地方整備局長　石川　雄一

その関係図面は、平成二十八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　松戸市上矢切字南台一三二番一から同市三矢小台二丁目七番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月八日

○関東地方整備局告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年四月八日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　二百九十八号　松戸市上矢切字南台一三二番一から同市三矢小台二丁目七番七地先まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月九日

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
小松島市中田町字広見一番一七地先から徳島市大原町池内町一一番六まで	前	最大 一二・三〇 最小 四二・四〇	一一・八〇四
	後	最大 一八四・七五 最小 五〇・四五〇	一二・二四六 一一・八〇四

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
愛媛県南宇和郡愛南町柏二〇五番から宇和島市津島町上畑地甲五四四番一まで	前	A 九・六〇～九	一一・八〇四	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一〇・一四～二一七・六八	二二・二四六	
	後	A 九・六〇～九	一一・八〇四	
		B・C 一〇・一四～二四	三・〇四一	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所